

協定項目 2 1 資料

消防団の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

消防団や消防団員の身分等の取扱いについて協議する。

関係市町村の組織、機構等が異なるが、新市において災害時の出勤など統一された迅速な行動が要求されるため、合併までに統合へ向けた検討が必要である。

関係市町村の地域性に考慮し、調整する必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市において、災害など緊急時に即応できるよう一体性の確保や住民福祉の向上に配慮した内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

防災関係の取扱い

（1）防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。

（2）水防協議会については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。

（3）災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日 新設合併）

消防団は、合併時に統合する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

消防団については、当面、現行のとおりとする。

ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

（ 1 ）消防団員の定員、任期、定年

新市に移行後、速やかに調整する。

（ 2 ）消防団組織

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

【消防組織法（抄）】

（消防の任務）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

（市町村の消防責務）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村消防の管理）

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（消防団）

第 15 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 ～ 3 （略）

（消防団員）

第 15 条の 2 消防団には消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団長）

第 15 条の 3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い									【報酬 手当 費用弁償】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	消防団員の報酬、手当等については、合併までに調整する。										
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	調整方針案
報酬(年額:円)										平成13年度実績	合併時に、新たな制度等を制定する。 県下14市の状況等も調査し、調整する。
団長	164,000	161,600	161,000	161,600	161,600	161,600	161,600	161,600	161,600		
副団長	99,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000		
分団長	77,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500		
副分団長	54,200	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	-		
部長	48,900	50,500	50,500	-	50,500	-	50,500	50,500	-		
班長	44,500	40,100	40,100	40,100	40,100	-	39,400	39,400	39,400		
団員	41,200	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900		
団本部員	77,500										
平成13年度実績額(合計)	27,837,600	6,669,100	6,309,900	6,822,400	7,570,000	3,379,100	6,147,910	6,856,097	2,009,650	73,601,757	
機関員等手当 (加算、年額:円)										平成13年度実績	
ポンプ車等	8,800										
小型ポンプ	8,800										
自動車運転手		18,000	18,800		27,900				12,900		
機関要員(可)			17,200		17,400		7,200				
機関要員(自)			29,100		17,400		13,200				
整備手当(正技術員)						8,600		(消防ポンプ車、積載車) 16,800	(機長手当)10,700		
整備手当(副技術員)						4,500		(小型動力ポンプ車) 7,900	(助手手当)5,300		
平成13年度実績額(合計)	844,800	180,000	311,800	0	634,200	78,600	325,200	371,200	192,275	2,938,075	
費用弁償(1回:円)										平成13年度実績	
出勤	4,500以内	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500 5時間以上 5,000	4,500		
警戒	4,500以内	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500 5時間以上 5,000	4,500		
訓練	4,500以内	4,500	4,500	2,600	4,500	4,500	4,500	4,500 5時間以上 5,000	4,300		
会議	4,500以内	4,500	4,500	4,400	4,500	4,500					
機械整備員整備出勤(年)				4,700							
自動車運転手(年)				9,000							
教育訓練	4,500以内	4,500									
平成13年度実績額(合計)	37,976,250	11,259,000	6,921,000	4,409,200	9,342,000	1,984,500	2,821,500	5,635,140	2,184,800	82,533,390	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い									【被服貸与】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	消防団員の被服貸与制度については、合併までに調整する。										
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
被服貸与										合併時に、新たな制度を制定する。 ・貸与の基準を統一する。 ・合併後、1年以内に揃える。	
制服(上下)	分団長以上	分団長以上	副分団長以上	分団長以上	副分団長以上	副団長以上	副団長以上	副分団長以上	副団長以上		
制帽	分団長以上	分団長以上	副分団長以上	分団長以上	副分団長以上	副団長以上	副団長以上	副分団長以上	副団長以上		
活動服	全団員	全団員	全団員	全団員							
作業服(夏)		全団員			全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		
盛夏略衣(半袖)					全団員		分団長以上				
作業服(冬)		全団員			全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		
アボ口帽	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		全団員	全団員	全団員		
略帽						全団員					
保安帽(ヘルメット)	全団員	全団員	全団員	全団員	部長以上、操法要員	全団員	全団員	全団員	全団員		
革半長靴	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		
ゴム長靴	全団員										
雨衣	全団員	全団員	全団員								
防寒衣	全団員	全団員		全団員	全団員						
法被(冬用)	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		全団員			
法被(夏用)	団本部員以上										
防火衣	各分団 計367着	各分団 計36着	各分団 計42着	各分団 計30着	各部 計30着	各分団 計14着	各分団 計28着	各分団 計12着	各分団 計 8着		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い				【任免・表彰】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	消防団員の任免、表彰については、合併までに調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
<p>消防団員の任免</p>	<p>【入退団の時期】 入団 4月1日及び10月1日 退団 原則3月31日</p> <p>【定員】 団員の定数は、646人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき管理者が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから管理者の承認を得て任命する。 (1) 川内地区消防組合川内市消防団の区域内に居住する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 本人の申し出による(条例に規定なし)</p> <p>【欠格事項】 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 6ヶ月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>	<p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、これを任命する。消防副団長は、消防団の推薦に基づき、団長が任命する。その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者から町長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住する者 年齢18歳以上 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 町条例では規定していない</p> <p>【資格の喪失】 団員が次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。 本町の区域内に居住しなくなった場合 所在不明となった場合 禁固以上の刑に処せられた場合 身体に重大な故障を生じた場合</p> <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職、又は免職することができる。 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 団員としてふさわしくない非行があったとき 停職は、1月以内の期間を定めて行う。</p>	<p>【任命】 第3条 消防団長(以下「団長」という。)、は、消防団の推せんに基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者 (分限) 第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し又は免職することができる。 (1) 勤務実績が良くない場合 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合 (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 2 団員は次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。 (1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至つたとき、 (2) 入来町消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき、 (懲戒) 第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき、 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき、 (3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき、 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。 〔入退団の時期〕 原則入団は4月1日、退団は3月31日であるが、中途の入退団もある。</p>	<p>【入退団の時期】 入団 毎年4月1日 退団 毎年3月31日</p> <p>【定員】 団員の定数は170人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て委嘱又は任命する。 (1) 東郷町に居住する年齢18歳以上の者、 (2) 団長の場合は、志操堅固、身体強健であつて、団長たるに足るものとして消防団より推薦された者であること、</p> <p>【退職】 団員は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願ひ出てその許可を受けなければならない。</p> <p>【欠格事項】 条例に規定なし。</p>	<p>【入団の時期】 入団 原則4月1日 退団 原則3月31日</p> <p>【定員】 団員の定数は、190人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得てこれを任命する。 (1) 本町に居住する年齢満20歳以上の者であること、 (2) 団長の場合は、志操堅固、身体強健であつて、団長たるに足るものとして消防団より推薦された者であること、</p> <p>【退職】 団員は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願ひ出てその許可を受けなければならない。</p> <p>【欠格事項】 条例に規定なし。</p>	
<p>表彰</p>	<p>【分団表彰】 平素における活動状況及び運営状況による 最優良分団 優良分団</p> <p>【団員表彰】 功労があると認められるもの</p> <p>【感謝状】 消防団以外の個人又は団体が対象となる 水火災の予防又は鎮圧 消防設備強化拡充についての協力 水火災現場における人命救助 水火災その他の災害時における警戒防ぎよ 救助に関し消防団への協力 防火貯水槽用地提供者 20年勤続の団員の妻</p> <p>【日本消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会薩摩支部定例表彰】 【鹿児島県知事表彰】</p>	<p>【表彰】 ・町長表彰 ・樋脇町より勤続10年以上の団員へ</p> <p>【感謝状】 ・樋脇町より5年以上勤続の退職団員へ ・樋脇町より25年以上の勤続現職団員の家族へ</p> <p>その他の定例表彰等は川内市と同じ</p>	<p>【表彰】 第16条 町長は、分団又は、消防団員がその任務遂行に当たり、功労が特に抜群である場合は、これを表彰することができる。 (表彰の種類) 第17条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。 2 表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与し、賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対し、これを授与するものとする。 (感謝状の贈呈) 第18条 町長は、消防団員以外の個人又は団体が、次の各号の一に該当する事項につき、その功績顕著な者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。 (1) 水火災の予防又は鎮圧 (2) 消防設備強化拡充についての協力 (3) 水火災現場における人命救助 (4) 水火災その他の災害時における警戒防ぎよ (5) 救助に関し消防団への協力 (提出書類) 第19条 消防団員から団長に提出する書類は、所属分団長を経由しなければならない。</p>	<p>定例表彰 消防協会薩摩支部関係…薩摩支部への具申(8月) 県知事表彰…消防協会へ具申(8月) 消防庁関係…県消防防災課へ具申(その都度) 町長表彰 町長10年表彰 退団者感謝状…記念品</p>	<p>【町長表彰】 町長10年表彰…記念バッチ、1,000円程度 協力隊20年表彰…記念品 退団者感謝状…記念品</p> <p>定例表彰については、川内市と同じ。</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【任免・表彰】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
消防団員の任免	<p>【入退団の時期】 入団 - 規定なし 退団 - 規定なし</p> <p>【定員】 団員の定数は、92人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から町長の承認を得て任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢20歳以上 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p>	<p>【入退団の時期】 入団 - 定めなし(随時) 退団 - 定めなし(随時)</p> <p>【定員】 団員の定数は、165人</p> <p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 本人の申出による(条例に規定なし)</p> <p>【欠格条項】 次の各号の一に該当する者は、団員となる事ができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>	<p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上満60歳までの者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 村条例では規定していない</p> <p>【分権】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当する者は、降任し、又は免職できる。 (1) 勤務実績が良くない者 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3) 前2号に規程する場合のほか、消防団に必要な適格性を欠く場合 (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 団員は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う (1) 前条第2号を除く各号の1に該当するに至ったとき (2) 当該消防団の区域外に転任し又は転勤したとき</p> <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき 停職は、1月以内の期間を定めて行う</p>	<p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住する者 (2) 年齢18歳以上 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 村条例で規程していない</p> <p>【分権】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当する者は、団員となる事ができない。 (1) 勤務実績が良くない者 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3) 前2号に規程する場合のほか、消防団に必要な適格性を欠く場合 (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 団員は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う (1) 前条第3号を除く各号の1に該当するに至ったとき (2) 当該消防団の区域外に転任したとき</p> <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として、警告、停職又は免職することができる (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき 停職は、1月以内の期間を定めて行う</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・制度の統一が必要</p>
表彰	<p>【村長表彰】 消防団の業務の推進に貢献し、その功績が顕著な者</p> <p>【表彰の基準】 次の各事項の一に該当した功労者に対して授与する。 1 任務の遂行に功労抜群であるもの 2 紀律厳正、技能就達特に勤務成績優良で他の模範となるもの 3 機械器具、その他消防設備資材の改善向上を図り消防業務に功績をあげたもの 4 消防団員として満20年以上勤務したものの 5 その他消防団員として満10年を基準とし、勤務成績優良な者に精勤章を授与することができる</p> <p>【定例表彰】 川内市と同じ</p>	<p>【感謝状】 消防団以外の個人又は団体が対象となる (1) 水火災の予防又は鎮圧 (2) 消防設備強化拡充についての協力 (3) 水火災現場における人命救助 (4) 火災その他の災害時における警戒防衛 (5) 救助に関する消防団への協力</p> <p>【日本消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会薩摩支部定例表彰】 【鹿児島県知事表彰】</p>	<p>【村長表彰】 消防功労章 消防功績章</p> <p>【団長表彰】 入団10年目団員</p> <p>【県、支部協会表彰】 協会規程による</p>	<p>【村長表彰】 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>【鹿児島県消防協会定例表彰】 精勤章、功績章、勤続章 【日本消防協会定例表彰】 精勤章、功績章、勤続章 【鹿児島県薩摩支部定例表彰】 【鹿児島県知事表彰】</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・各市町村で差異のある表彰制度を統一する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い				【諸行事】	総務部会 消防防災分科会	
調整方針 (案)	消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
諸行事	4月 新入団員辞令交付式 6月 消防団員健康診断 団幹部行政視察(分団長以上) 団本部会議 7月 分団長会議 8月 消防操法大会(隔年) 消防団集団献血 花火大会警備 車両点検 9月 分団特別点検(2日間) 川内大綱引綱練り 10月 市民運動会(がんばれ消防団障害物走) 1市3町消防幹部会議 11月 川内はんや祭り 団本部会議 12月 分団長会議・規律訓練 団幹部忘年会(班長以上) 2月 団本部会議 団本部行政視察 分団長会議 1 毎月(1日・15日)車両点検・水利点検 2 毎月 団本部連絡会議を開催 3 不定期 消防団主催のゴルフ、ボーリング大会を開催	【樋脇町消防団諸行事】 4月 第1回幹部会議(部長以上) 消防団幹部県外研修(分団長以上)2年に1回実施 7月 第2回幹部会議(分団長以上) 町消防操法大会 10月 第3回幹部会議 11月 秋季消防演習 12月 第4回幹部会議 年末火災予防特別警戒 1月 出初式 2月 第5回幹部会議 3月 春季消防演習 【薩摩支部消防団諸行事】 5月 県消防協会薩摩支部総会 7月 県消防協会薩摩支部役員会 8月 薩摩支部操法大会(2年に1回) 11月 県消防協会薩摩支部臨時総会	入来町消防団諸行事 4月 消防団幹部研修 5月 消防幹部会議 7月 消防幹部会議 8月 消防フェスティバル 10月 消防幹部会議 11月 予防査察 12月 消防幹部会議 1月 消防出初式 2月 消防幹部会議 支部会議 5月 支部総会 7月 役員会及び主任合同会議 9月 管内消防団幹部会議 11月 支部臨時総会	東郷町消防団諸行事 4月 消防団幹部会 5月 新入団規律訓練 6月 消防団幹部会 9月 消防団幹部会 11月 秋季防火パレード 11月 消防団幹部会 12月 消防団幹部会 12月 年末特別巡視 1月 消防出初式 2月 消防団幹部会 3月 春季防火パレード 3月 消防団幹部会 薩摩支部消防団諸行事 5月 薩摩支部総会 11月 薩摩支部臨時総会	祁答院町消防団諸行事 4月 春季総会 5月 幼年消防・婦人防火クラブ発令式 6月 町防災会議及び部長以上幹部会 7月 分団長以上幹部会 8月 消防記念日 消防操法大会(隔年) 分団長(部長)以上幹部研修(隔年) 9月 分団長以上幹部会 10月 秋季総会 11月 秋の全国火災予防運動 紫尾森林消防隊訓練式 予防査察・ポンプ一斉点検 12月 部長以上幹部会 年末特別警戒 1月 出初式予行・出初式 2月 山火事防火パレード 3月 分団長以上幹部会 春の火災予防運動 【薩摩支部消防団諸行事】 5月 支部総会 7月 支部役員会及び主任合同会議 11月 支部臨時総会 【祁答院地区消防連絡協議会諸行事】 4月 総会 5月 新入団員等研修 9月 連絡協議会研修視察 10月 紫尾森林消防隊訓練式 12月 出初式打ち合わせ 2月 山火事予防宣伝パレード打ち合わせ		
				(諸行事への協力) 7月 夏まつり納涼大会 9月 各小学校運動会 10月 町民体育大会 11月 町内一周駅伝大会 12月 薩摩地区駅伝競走大会(隔年) 1月 梅マラソン大会	(諸行事への協力) 7月 のぞみ園夏祭り警備 8月 花火大会警備 11月 町内一周駅伝大会		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【諸行事】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
諸行事	<p>里村消防団諸行事</p> <p>6月 分団長以上役員会 9月 分団長以上役員会 秋の防火パレード(村内一周) 12月 年末警戒と独居老人宅訪問 1月 出初め式 2月 分団長以上役員会 3月 春の防火パレード(村内一周)</p> <p>12月26日から31日まで全消防団で年末特別警戒に当たる。 8月13日の花火大会では役場分団が特別警戒にあたる。</p> <p>出初式 1月5日午後1時から全消防団員による出初式を里中学校グラウンドで行う。又、午後3時から中央公民館において表彰式等式典を行う。</p>	<p>上甌村消防団諸行事</p> <p>5月 防犯組合会議(分団長以上) 10月 村民体育大会(消防団力を合わせて) 11月 秋季防火パレード 12月 分団長以上会議 年末特別警戒(12月28日から30日まで) ポンプ操法訓練 1月 出初式 (毎年1月6日) (場所:上甌村総合運動公園)</p>	<p>下甌村消防団諸行事</p> <p>5月 分団長会(団長、副団長含む) 5月 分団長以上先進地研修(2年に1回) 8月 ふれあい防火ゲートボール大会 9月 幹部団員訓練(班長以上) 10月 分団長会 11月 消火訓練・ソフトボール大会 11月 秋の防火パレード(村内) 12月 分団長会 12月 年末特別警戒 1月 出初め式 3月 春の防火パレード(村内)</p>	<p>鹿島村消防団諸行事</p> <p>4月 班長以上役員会 8月 班長以上役員会 10月 班長以上役員会 11月 秋の防火パレード 班長以上役員会 12月 年末警戒班長以上役員会 1月 出初式 2月 班長以上役員会 3月 春の防火パレード</p> <p>特別警戒 港祭りの警戒(花火大会) お盆警戒(線香の後始末)</p> <p>消防団出初式 場所 鹿島小学校グラウンド(雨天 体育館) 日時 平成15年1月6日(月)13時30分～ 出席案内 40名</p> <p>消防団慰勞会 場所 鹿島村公民館 日時 平成15年1月6日(月)16時30分～ 出席案内 100名 表彰 9名</p> <p>演習・訓練 鹿島村消防団防災訓練(鹿島村役場と消防団が合同で訓練を実施) 村内に火点を想定して、消火訓練</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・地域の実情を考慮し、残すべきものは残す。 ・他のものは統一する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い				【消防団無線】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
消防団無線	<p>[消防団無線] 呼出名称 せんしょうだん ほんぶ しやくしょ1 しれいしゃ1 ほんぶしゃ1 1～146</p> <p>電波の型式 F3C 153.35MHz 富士通ゼネラル製</p> <p>基地局(10W) 川内地区消防組合消防本部 庁舎内 1局 陸上移動局 可搬固定局兼用(10W) 市役所、団長 2局 車載携帯兼用(10W) 団本部車 1局 車載(10W) 44局 消防本部指令車 1局 マイクロバス 1局 第1分団(向田部、宮里部) 2局 第2分団(平佐西部、天辰班、田崎部) 3局 第3分団(大小路部、東次小路部、中郷部) 3局 第4分団(上川内部) 1局 第5分団(龜山1班～4班) 4局 第6分団(隈之城部、中福良班、宮崎部) 3局 第7分団(中央班、飯母班、2部1班、2班) 4局 第8分団(水引部、湯島部、港班、小倉班、網津班) 5局 第9分団(百次部、永利部) 2局 第10分団(高江部、久見崎部、寄田班、池之団班、土川班) 5局 第11分団(白浜班、中央班、上田海班) 3局 第12分団(高城部、陽成部) 2局 第13分団(上城上部、下城上部) 2局 第14分団(西方部、上湯田班、下湯田班) 3局</p> <p>携帯(5W) 39局 団長 1局 団本部員 6局 分団長(1～14) 14局 通信指令室 18局 合計 87局</p>	<p>消防団無線については、町の移動系無線を使っている。</p> <p>団長、副団長、各分団長(8名)にハンディタイプ10台、消防自動車に車載型10台</p>	<p>消防団無線については、町の防災行政無線を使っている。</p> <p>団長、副団長、各分団長(4名)、副分団長(4名)にハンディタイプ10台、消防自動車に車載型8台</p>	<p>防災行政無線を利用</p>	<p>防災行政無線を利用している 各分団消防自動車に登載 呼び出し名称 黒木分団 1部 けどういん防災10 黒木分団 2部 けどういん防災11 黒木分団 3部 けどういん防災12 上手分団 1部 けどういん防災13 上手分団 2部 けどういん防災14 上手分団 3部 けどういん防災15 下手分団 1部 けどういん防災16 下手分団 2部 けどういん防災17 轟分団 1部 けどういん防災18 轟分団 2部 けどういん防災19 間牟田分団1部 けどういん防災20 間牟田分団2部 けどういん防災21 間牟田分団3部 けどういん防災22 間牟田分団4部 けどういん防災23 役場協力隊 けどういん防災24 計15基</p> <p>消防正副団長、分団長所持(携帯無線) 黒木分団 けどういん防災32 上手分団 けどういん防災44 下手分団 けどういん防災39 轟分団 けどういん防災45 間牟田分団 けどういん防災40 団長 けどういん防災36 副団長 けどういん防災49 計17基</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【消防団無線】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	調整方針案
消防団無線	防災行政無線(移動系)を利用	【移動系携帯型無線設置】 防災行政無線を利用 各地区消防分団車庫(移動局): 7箇所	【携帯型無線設置】 防災行政無線 各地区消防団詰所(移動局): 11箇所 無線機器貸与責任者: 各分団長	携帯型無線設置 消防団長 消防団副団長 防災行政無線 消防団詰め所	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度) ・指揮命令系統の統一を図る。 ・組織、所轄範囲の調整が必要である。 ・システム等の研究を行う必要がある。

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

川薩地区法定合併協議会 総務部会 消防防災分科会

種 別	川内市 川内地区消防組合	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
1	川内市消防団	樋脇町消防団	入来町消防団	東郷町消防団	祁答院町消防団	里村消防団	上甌村消防団	下甌村消防団	鹿島村消防団
2	川内市消防団火消 会								
3	消 防	樋脇町役場消防協 力隊		東郷町役場消防協 力隊	祁答院町役場職員 消防協力隊			下甌村役場自衛消 防隊	鹿島村役場自衛消 防団
4	防火クラブ委員会								
5	川内市消防団消防 後援会連合会			東郷町消防後援会 連絡協議会					

補助金等比較表

協定項目		16 補助金、交付金等の取扱い								
調整方針の分類		川薩地区法定合併協議会								
		1 現行のまま新市に引き継ぐ。				5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
		2 合併時に、()の例により調整す				6 廃止の方向で調整に努める。				
		3 合併時に、新たに制度等を制定する。								
		4 新市に移行後、速やかに調整する。								
項	川内市 (川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針
1		樋脇町消防協力隊補助金		東郷町役場消防協力隊運営交付金	祁答院町役場職員消防協力隊補助金					4
2	川内地区消防組合 消防団員福祉共済掛金負担金	樋脇町消防団員福祉共済補助金	入来町消防団員福祉共済補助金	東郷町消防団福祉共済補助金	祁答院町消防団福祉共済補助金	里村消防団福祉共済補助金	上甌村消防団福祉共済補助金	下甌村消防団福祉共済補助金	鹿島村消防団福祉共済補助金	2 川内市 (川内地区消防組合)
3	川内地区消防組合 火消会運営補助金	樋脇町消防団本部補助金		東郷町消防団運営交付金						3
4				東郷町消防後援会連絡協議会負担金						6
5	川内地区消防組合 消防団車庫詰所運営補助金									5
6		樋脇町消防分団活性化補助金	入来町消防分団運営補助							3
7	川内地区消防組合 防火クラブ委員会補助金									2 川内市 (川内地区消防組合)
8			入来町副田女性防火クラブ					下甌村婦人防火クラブ		6

新市消防団組織図(案)

